

議案第 6 3 号

令和 3 年度 亀山市 水道事業 会計 剰余金の 処分 及び 決算の 認定
について

令和 3 年度 亀山市 水道事業 会計 未処分 利益 剰余金
506,760,611 円のうち 100,000,000 円を 減債
積立金に、121,437,542 円を 建設改良 積立金に 積み立て、
285,323,069 円を 資本金に 組み入れるものとし、併せて
令和 3 年度 亀山市 水道事業 会計 決算について、別紙のとおり 監査委
員の意見を付けて 認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

令和 3 年度 亀山市 水道事業 会計 決算書 及び 決算 審査 意見書

提案理由

剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によ
り議会の議決を求め、決算について同法第 30 条第 4 項の規定によ
り議会の認定を求める。